

広報板

国民年金の現況届、3月末までに

障害、母子、遺児年金を受けている人は、毎年3月31日までに受給権者現況届を県知事あてに提出することになっています。

印鑑を持参の上、役場住民課年金係で届出をすませてください。

結核検診のお知らせ

この日程内でしたら、どこでも受診できます
…料金無料…

3月25日	9.30~10.30	注連指農協
	11.00~11.30	田口寺
	1.00~2.00	高道医院前
3月26日	2.30~3.30	長原保育所
	9.30~10.30	大久保寺
	11.00~12.00	母子健康センター
3月27日	1.00~2.00	下久具寺附近
	2.30~3.30	大野木、村林昇平宅前
	9.30~10.30	中之郷保育所
3月27日	11.00~11.30	小川、秦道ガソリン前
	1.00~2.00	第一連絡所
	2.30~3.30	南中村、農協支所

股間節撮影のお知らせ

とき 3月28日 10時~11時
 ところ 一之瀬中学校講堂
 対象者 小川郷、一之瀬地区の43年2月1日~同年11月30日までに生れた乳児
 料金 150円

スギ苗の掘取り作業(葛原で)



苗木の出荷たけなわ

200ヘクタール 植林の見込み

植林用の苗木の出荷がはじまると、春の色もいちだんと濃くなってくる。
 苗畑では、農家の人たちが七〇センチくらいに成長した苗木を一本ずつ掘取り、せつせとコモに包む出荷作業に忙しい。
 町内の苗木栽培は、葛原、大野木、長原などで行なわれており、年間四十万本近くを町内はじめ、遠くは岡山県まで出荷しています。
 例年どおりことしも、一之瀬地区の公団分取造林七十森を含めて約二百森の植林が見込まれており、苗木は百二十万本は必要で、不足分は久居、明和方面に発注されます。
 今月から四月にかけての植林シーズンを前に、どこの苗畑でも苗木の出荷に忙しい日が続きます。

いけません、犬の放し飼い

最近、犬が畑作物を荒らしたり、にわとりを殺すといった被害が各地で、発生しています。
 この犬のなかには、野犬ばかりでなく飼いだままじっていることがあります。
 ご承知のように、飼犬は、「県飼犬取締条例」によって、①三カ月以上上った犬は毎年、登録、狂犬病予防注射をする。
 ②必ずおりに入れ他人に危害を加えないようにする。など犬を飼育する人に義務が課せられています。
 野犬はもとより、放し飼いの犬は、野犬とみなして捕獲されますから、必ずつないでおきましょう。

3月のこよみ

- 1日 固定資産課税台帳縦覧
- 20日、四三年度分国民年金保険料未納者解消月間、土地改良区役員会総代会、全国春の火災予防運動、13日、全国緑化運動
- 3日 耳の日、桃の節句
- 5日 妊産婦検診(母子健康センター)
- 6日 皇后誕生日
- 7日 選挙管理委員会、消防記念日 乳幼児検診(中川小)
- 11日 国保運営協議会
- 12日 妊産婦検診(母子健康センター)
- 13日 定例町議会、22日
- 14日 乳幼児検診(母子健康センター)
- 15日 中学校卒業式
- 17日 彼岸の入り
- 19日 戦没者慰霊祭(内城田地区、中川地区)、妊産婦検診(母子健康センター)
- 20日 同(小川郷地区、一之瀬地区)、小学校卒業式
- 21日 春分の日
- 25日 電気記念日、保育所卒園式(中之郷、南中村)、小中学校修業式
- 26日 同(棚橋、長原)、妊産婦検診(母子健康センター)
- 28日 民生委員会、乳幼児検診(小川郷小)
- 31日 国保税第六期分納期限 会計年度末

〇 (つづいておへと便利です)

〇

あらし

定の共済掛金を出してもらったとき、その損害の補償を

共済条例からひろってみま

事務費の賦課 共済事業の実施に必要な事務費の一部を加入者が負担する。(農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価についての議案参照)

通知義務 加入者は農業災害による損害を受けたときは、直ちに町に通知する。

〔農作物共済〕

実施区域	共済の種類	目的		事故
		種類	目的	
実施区域 共済事業の実施区域は度会町全域です。	農作物共済	水稲、麦	風水害、干害、冷害	風水害、干害、冷害、鳥獣害等
		蚕繭共済	春蚕繭、夏秋蚕繭	
事業の種類、目的、事故	家畜共済	生後六カ月以上の牛、馬、種豚	死亡、廃用、疾病及び傷害	死亡、廃用、疾病及び傷害
		家畜共済		

実施区域

実施区域 共済事業の実施区域は度会町全域です。事業の種類、目的、事故

農業共済事業

組合運営から町営に

一月三十日の臨時町議会で委員会付託となっていた農業共済事業町移譲関係議案五件を審議する第二回臨時町議会が二月十五日開催され、慎重審議の結果、全議案を原案どおり可決しました。

農業共済事業関係議案は、一月臨時会に提出されましたが、慎重に審査する必要から総務財政常任委員会に付託され継続審査となっていたもので、その後休会中も二回にわたって同委員会が審査が行なわれ、この臨時会で継続審査された結果、原案どおり可決されたものです。

臨時町議会

可決された議案

を定めたもの。(事業のあらまし別記)

▼農業共済事業の実施について

度会町農業共済組合の行なっている農業共済事業を本年四月一日から町が実施しようとするもの。

▼町農業共済条例案

農業災害補償法に基づいて行なう共済事業に関する事項

▼農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

共済事業の実施に必要な事務費は約八十六割が国庫負担残り十四割を加入者が負担することになりますが、この加入者負担分を定めたもの。賦課総額 五十一万一千三百円。



棚橋お頭神事

室町時代から伝わるといわれる棚橋の「御頭神事」が2月28日、今年の頭屋、中村二郎さん宅で行なわれました。この神事は、棚橋区(入山八十松区長)に保存される古文書「神主勤所の覚」によれば、寛永10年(1633年)以前から行なわれていることか記されており、毎年旧の1月12日に行なわれるもので43年3月県の無形文化財に指定されました。

早朝、宮川で精進した舞い役の若者10人が、獅子頭をかぶって午前10時ごろから舞いはじめましたが荒獅子といわれるだけに、舞も勇壮で、獅子あやしの天狗が見物人に体当たりするたびにキャーという歓声かどろき祭りも最高潮このあと、内城田神社や蓮花寺など明け方近くまで練り歩きました。

写真は、勇壮なシシ舞い(棚橋で)

(カッコ内は昨年度分)

水稲割 十割当り 八十円(百一十一円)

麦割 十割当り 十八円(六十九円)

蚕繭割 箱当り 七十円(百六十七円)

家畜割 頭当り 百六十円(二百元)

▼共済金額の選択について

損害の補償額のもととなる単位金額で、これに減収量を乗じて共済金が決定される。

水稲 総当り 七十円

麦 同 三十円

春蚕 箱当り 七千円

夏秋蚕 同 五千円

▼昭和四十四年度町農業共済事業会計予算について

総額一千一百二十一万二千円

勘定別では、

農作物共済勘定 五百九十一万円

蚕繭共済勘定 十七万七千円

家畜共済勘定 五十九万七千円

業務勘定 三百四十三万二千円

当然加入 水稲二十割か麦十割いずれかを耕作するものは当然加入者となる。

任意加入 当然加入に定める耕作面積に満たない者でも水稲、麦の耕作合計面積が十割以上であれば自由に加入できる。

共済責任期間 水稲：本田移植期(直播きは発芽期)から

収穫まで麦：発芽期(移植の場合)は移植期)から収穫まで

共済細目書の提出 加入者は毎年水稲にあつては七月九日、麦にあつては十二月十日までに共済細目書(作付申告書)を提出する。

共済掛金 加入者は、町長が発行する納入通知書により共済掛金を水稲にあつては、

自衛官募集

陸、海、空自衛官を募集しています。

応募資格 18才〜25才未満 男子

くわしいことは、自衛隊三重連絡部明野分駐所(TEL伊勢②0111)か町総務課へ

農業共済の

農業共済事業とは、農家から一
つて農業災害によって損害を被っ
しようという共済保険制度です。
以下この事業のあらましを農業
しよう。

引受収量から実収量を差引いたものに水稲は七十円、麦三十円を乗じた額です。
無事でもし、無事でもし積立金がある場合共済責任期間中無事故であった加入者に対し掛金の一部を払いもどす。

〔蚕繭共済〕

当然加入 掃立量が春蚕繭で〇・五箱か夏秋蚕繭で〇・五箱以上の者。
任意加入 当然加入に定める箱数に満たない者でも、年間掃立量が〇・五箱以上であれば自由に入加入できる。
共済責任期間 春蚕は桑の発芽期から収穫まで、夏秋蚕は桑の発芽期から最終蚕期の収入役へ納める。

〔家畜共済〕

加入 家畜（乳牛の雌、肉用牛、馬、種豚）を所有、管理するものは申込みにより加入することができる。
申込み 加入しようとする者は家共済申込書を町へ提出する。
共済責任期間 共済掛金を納めた翌日から一カ年。
共済掛金 家畜の種類ごとの総評価額の加入割合に応じた額
共済金 病傷共済金と死産共済金の二種がある。
病傷共済金：加入割合に応じた給付限度額の範囲内の額
死産共済金：加入割合による共済金額の死産家畜の割合による額

ご挨拶



昭和四十四年を迎えました
が、皆さまに年頭のご挨拶を
申上げる機会もなく失礼をい
たしております。

農業共済組合も昭和三十年
の新村発足に伴ない、四カ村
の共済組合の合併により新組
合を設立して以来三十三年目、
この間、幾多の難関も役員を
はじめ職員の一とかならぬ
精進と努力に加え、組合員各

度会町農業共済組合
組合長 御村 友吉

位の絶大なるご支援によって
大過なく今日に至りましたこ
とは、皆さまともども喜びに
堪えない次第です。
さて、昨今の農村社会構造
の変革に伴ない農業災害補償
制度も農家の所得を補償する
方向にある現在、組合運営か
ら町営に移行して町行政の施
策として運営されるのがこの
法の趣旨にそむるものとの見
地から、一昨年末、町移譲に
ついて組合員各位の同意を得
ました。その後、移譲につい
て、町へ要請してまいりまし
たところ、昨年十一月末、町
との間に円満に協議か成立を

見ました。これによって本年
度末を以て組合解散され、
四月一日から町営として共済
事業を行なうことになりました
と組合員の皆さまの暖かいご
庇護とご協力の賜であり、か
かる大事業を完成させていた
だいたことを心からお礼申し
げます。
共済事業は、保険的性格の
事業であるため運営も難しく
農家の皆さまのご協力なくし
ては、とうてい推進できない
ものと信じますので、町営に
なりましても、これまで以上
のご理解とご協力をお願いし
これまでの経過をご報告した
かたご挨拶を申し上げます。

農業共済事業町移譲までの経過

- 42年11月 町移譲について各組合員の同意を得る
- 43年11月18日 町と組合の間に協議成立
- 43年12月8日 組合総代会で町移譲を特別議決
- 43年12月14日 組合が町へ申出書提出
- 43年12月18日 町が申出書を受諾
- 44年1月25日 町農業委員会が町移譲について同意
- 44年2月15日 町議会が共済事業実施を可決
- 44年2月21日 県知事へ認可申請書を提出

提出中の認可申請書が認可されると、知事がこの旨を公示し、町農業共済条例が公布施行され、4月1日から、町において農業共済事業が開始される。
一方、組合は、5月上旬ごろ解散総会を開いて組合を解散し、同時に清算人を選任して清算終了まで清算業務を行なう。



南出組合長

組合長 南出丑松（坂井）
同代理 舟瀬光二（大久保）

町内の養蚕農家は九十三戸
で春蚕、夏蚕、初秋蚕、晩秋
蚕の年四回飼育、年間一五
千キロの収穫をあげていま
す。合併後は、稚蚕の共同飼
育、繭の共同出荷など省力化
を進め近代的な養蚕を目ざし
ています。
役員は次のとおり

新養蚕農協が誕生

町全域を対象に

町全域の養蚕農家を対象とした度会町養蚕農協同組合（南出丑松組合長）が誕生しました。これまで町には中川養蚕農協同組合と内城田養蚕農協同組合の二つがありそれぞれ養蚕の育成、指導にあたってきましたが、このほど町養蚕振興協議会（会長、浜岡和一町長）の斡旋で、合併が決まり、一之瀬地区の養蚕農家が加入して度会町養蚕農協同組合としてスタートとしました。

〔経理〕

一般会計と分離して農業共済事業会計を設け、この事業が保険的性格を有するため地方公営企業法に基づ

〔条例の施行〕

この条例は町が農業共済事業を実施することを知事が許可した日から施行されます。

〔損害評価会〕

共済事業の損害の防止、認定など調査審議するもので、学識経験者二十五人で構成されます。任期三年。

〔農業共済事業運営協議会〕

町長の諮問に応じて共済事業の運営を調査審議するもので、十人で構成される（議員代表二人、加入者代表五人、学識経験者三人）任期三年。これは組合当時の理事に相当します。

国民年金教室

しかし一生のうちにはいろいろ職業も変わる場合もあり、これに伴って加入する年金制度も変わることになります。そこで一つの年金制度から年金支給資格を受けられない人のために、それぞれの年金

つなぎ方式」——わが国の年金制度は加入していたすべての公的年金制度の加入期間を合算して、一定の年数に達する人に、年をとったとき必ず年金が支給されることになっております。その年金額は加入していたそれぞれの年金の加入期間に応じて額を定め、別々に支給することがたてま

えですが、それを全部よせあつめて、一つの制度に加入していた場合と同じ額になるようにするという方法で、俗に「じゅずつなぎ方式」とよばれていて、このようにして、国民を対象に、大規模な通算が行なわれるのは、世

加入期間の数え方——加入期間とは、被保険者である期間をいい、共済組合では、

通算年金制度で年金は手をつなぐ——昭和三十六年四月から勤め人でない人たちを対象に、国民年金制度が発足しこれによって国民全部が何れかの年金制度に加入できるしくみが完成しました。ところが老後に年金を受けるためには、それぞれの制度の中で二十年とか二十五年の長期にわたって加入することが必要であります。

世界でも例のない「じゅずつなぎ方式」——わが国の年金制度は加入していたすべての公的年金制度の加入期間を合算して、一定の年数に達する人に、年をとったとき必ず年金が支給されることになっております。その年金額は加入していたそれぞれの年金の加入期間に応じて額を定め、別々に支給することがたてま

えですが、それを全部よせあつめて、一つの制度に加入していた場合と同じ額になるようにするという方法で、俗に「じゅずつなぎ方式」とよばれていて、このようにして、国民を対象に、大規模な通算が行なわれるのは、世

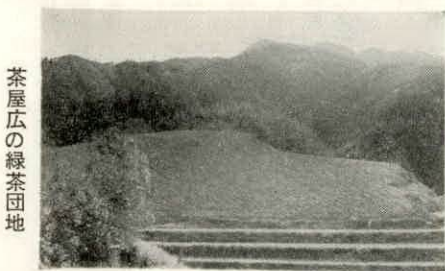
国民年金と通算年金

世界でも例のない画期的なものです。

国民年金と通算年金



- ### 町政のうごき 2月
- 2日 献血推進打合会、中川地区、区長、婦人会役員(中川小)
 - 5日 農免道路促進を農林省地元選出代議士へ陳情(全議員)
 - 6日 献血推進打合会、内城田地区、区長、婦人会役員、教育委員会開催(役場)
 - 8日 町議会総務財政常任委員会開催(役場) 献血推進打合会(麻加江、立花)
 - 10日 献血推進打合会(長原、坂井)、農免道路促進を農林水産部へ陳情(正副議長)
 - 12日 例月監査、献血推進打合会(田口、注連指)
 - 14日 特別職報酬等審議会会議(役場)、特別教育活動研究発表会(中川小)、農免道路促進を名古屋農政局へ陳情(正副議長、各常任委員長)
 - 15日 臨時町議会、全議員町内巡視、婦人会役員会
 - 16日 前献血推進打合会、小川郷、一之瀬地区、区長、婦人会役員(小川郷小、一之瀬小)
 - 17日 日赤血液センターいすず号採血(中川小、母子健康センター)、伊勢税務署出張納税相談(役場)
 - 18日 教育委員学校巡視
 - 20日 交通安全講演と映画会(中川小)老人検診(中川小)
 - 21日 町養蚕組合役員会
 - 22日 日赤血液センターいすず号採血(小川郷小、一之瀬農協)、小川郷婦人学級
 - 23日 小川郷婦人会姑会(小川郷小)
 - 24日 県防災課、町内危険物貯蔵取扱所立入検査
 - 25日 町保護司司研修会(役場)
 - 26日 町内農協、組合長、営農指導員連絡協議会(役場)



茶屋広の緑茶団地

大規模な緑茶の団地造成と製茶工場大型機械の導入などをはかるための農業構造改善事業が川南地区(上久具、茶屋広)で行なわれていますが第一年度事業の緑茶の団地造成がほぼ完成に近づいています。

農業構造改善事業は、農業基本法に基づき農業生産の基盤整備や経営の近代化など農業構造の改善を行ない、農業生産の拡大と自立経営の育成をはかるもので、昭和三十六年度から四十五年度まで十六年を目標に実施され、対象事業には国庫5割、県2割の高率の補助事業です。

本町では、四十二年に町全域が事業計画地域に指定されたあと、四十三年七月川南地



上久具の緑茶団地

区を対象とした事業実施計画が認定されたことにより、両地区では集団茶園の造成から製茶工場に近代設備を導入するなど、四十三年度から三カ年にわたって総工費約二千五百万円の仕事を行ないました。

初年度は、上久具の場合、上久具農事組合(代表者西井宣貞区長)が事業主体となつて通称西林といわれる雑木の丘陵地帯三・三ヶを開墾整地し、中央に巾員四ヶの農道をつけます。

茶屋広地区は、茶屋広農事組合(代表者河村喜一区长)が事業主体で、林道峠線の麓にある急傾斜の山林二・四ヶを切り開いて整地し集団茶園を造成しようというものが、

上久具 茶屋広に見事な緑茶団地 農業構造改善事業すすむ

組合期間といふ事です。

国民年金では被保険者期間中に保険料を納めた期間と保険料の免除をうけた期間とを合わせた期間が加入期間になります。保険料の免除をうける手続きもせずに保険料を滞納したときは、加入期間に算入されません。

ところで、この加入期間の数え方は、加入月数によって数えます。例えば加入期間が十五年であれば百八十月月になり、二十五年では三百カ月ということになります。この月数へ二百円を乗じた額が年金額ということになります。

加入月数は、被保険者になつた月から数えて、被保険者でなくなつた月の前月までを数えます。しかし共済組合では、組合期間でなくなつた月も一カ月に数えます。(共済組合の組合から国民年金の被保険者になつたときは、加入期間が一カ月ダブルことになります。しかし、加入期間を通算するときは、有利な方を一カ月に数えます)。

加入期間が二回以上にわたつて、とぎれとぎれになつても、その前後の期間をすべて合算します。しかし、その間に、厚生年金および船員保険の脱退手当金をうけたときは、うけた以前の期間は合算しません。共済組合では加入期間がとぎれているときはその前後の期間を合算することはありません。

〈厚生年金の特例〉

厚生年金では、老令年金をうけることのできる加入期間は二十年になっていますが、四十才(女子と坑内夫は三十五才)以後の加入期間が十五年あればよいことになっています。また、坑内夫であった期間は、じつさいの加入期間に三分の四をかけた期間で、年金のつく加入期間を数えます。

〈国民年金、通算老令年金の加入期間の特例〉

国民年金では国民年金の保険料の徴収がはじまつた昭和三十六年四月一日に三十一才をこえる人には、下記のように年令に応じた加入期間の短縮措置がとられています。この短縮措置は通算老令年金にも使います。したがって、厚生年金、船員保険などの通算老令年金についても適用されることとなります。

年令通算のやり方——実期間の通算と空期間の通算とがあります。

実期間の通算というのは、その加入期間を通算することによって、年金額もあわせて計算される方法です。空期間の通算とは、年金の額には関係がなく、通算老令年金をうける条件をととのえるため加入期間だけを通算するものです。したがって、加入期間は通算されても、空期間についての年金はつきませ

ん。たとえば、厚生年金の被

保険者の妻など、国民年金への加入が任意になっている人が、国民年金に加入しなかつたばあい、その期間を空期間として通算することです。

以上のようにして通算された加入期間が国民年金では二十五年、他の年金制度では二十五年以上あれば通算老令年金がうけられます。他に国民年金以外の年金制度で本来の老令年金の資格がついている人が、国民年金に任意加入し保険料を納めると国民年金加入期間分の通算老令年金が支給されます。

通算老令年金がうけられる年令とその年金額——国民年金では、原則として六十五才(減額して六十才からうけることもできる)からそ

他の年金制度では六十才に統一されています。したがって、国民年金とその他の年金制度を通算するときは、職場の公的年金に加入した期間は六十才から国民年金に加入した期間は六十五才からそれぞれ通算老令年金をうけることとなります。

年金額の計算方法は、各々年金制度の計算方法により年金額がきめられます。以上のように通算年金制度ができ国民全部が老後は年金をうけられます。しかし、加入する義務をおこたると年金はうけられません。ご注意ください。

住民課年金係

一之瀬地区に農集電話

ダイヤル一つで通話OK
電話の普及率が十四割にも満たないと、一之瀬地区にこのほどダイヤル式電話二百余が架設され、二月二十七日から通話が始まりました。



農家に備付けられた電話機

開通した電話は、電々公社が農村地域の電話不足を解消するため架設する「農村集団自動電話」で、一之瀬地区では、四十二年末に農集電話架設準備委員会(委員長神森克己氏)を設

けて関係当局へ要望していたのが、このほどみり、四十三年度工期として完成したものです。伊勢電報電話局管内で最初といわれるこの農集電話は加入者宅にダイヤル式自動電話

です。現在両地区とも整地作業が順調に進み、本年度工事の最後の仕上げをめざしけんめいこの事業が完成すれば立派

な緑茶の専用園ができあがりまた、近代設備を取入れた大型製茶工場が登場するわけで町農政にとって画期的な事業といえるわけです。

第一期工事

事業区分	上久貝地区	茶屋広地区
集団茶園造成工事	面積 3.3ha 延長 800m 市員 4	2.4ha 475m 3.6m
農道新設工事	4	20
防除用貯水槽新設工事	20	20
事業費	3,462,000円	2,620,000円
工事請負者	石井ブルドーザ工事	森組

第二期工事

事業区分	44年度(第二期)上久貝	45年度(第二期)茶屋広
土地基盤整備事業	市員 4m	
農道新設工事	延長 1315m	
防除用貯水槽新設工事	1基 54m ³	
経営近代化施設事業		
製茶工場建設	1棟 380m ²	1棟 162m ²
製茶機械	2ライン	1ライン

農集電話のかけ方

市外通話のかけかた

▲農集から市外電話へかけるとき

「0」をダイヤルし、一之瀬局交換手が出ましたら「市外」とつげます。すると伊勢局の市外係が出ますから一之瀬××番から、××局の××番とおつげ下さい。

▶市外電話から農集へかけるとき

ダイヤル式局の場合は、059665をダイヤルして、一之瀬局を呼び、相手の番号をつける、ダイヤル式局でない場合は、所在局に一之瀬××××番へつづける。

機が備え付けられ、町役場第一連給所横に建設された自動交換所が完全自動交換を行ないます。これによって農集電話相互間はダイヤル一つでつながりまた全国どここの一般電話とも

通話できる便利なものです。現在加入者は二百二十一戸で、一回線七、八戸が共同利用しますが秘話式です。架設に要した費用は一戸当たり一万七千余円です。

